

2018年9月

お客さま各位

外国送金取引についてのお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性がますます高まり、日本および国際社会が取り組むべき課題となっております。

こうした中、当行では、対策を適切に実施するため、お客さまとの外国送金取引に際して、下記の事項をお願いしております。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 外国に送金するお取引

(1) 現金(※)による外国送金は取り扱っておりません。

(※)持参された現金および送金ご依頼日の直前に現金で預金口座に入金された資金

(2) 当行の預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込した場合など）は、売上金・給与等が入金されている他行通帳の写しなど、送金原資が確認できる資料のご提示をお願いいたします。

(3) 送金の目的・受取人との関係など、お取引内容についてのご説明や、お取引内容を確認できる資料(※)のご提示をお願いいたします。

(※)契約書、請求書、輸入許可証、インボイスなど

(4) 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、送金のお手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

2. 外国からの送金を受け取るお取引

(1) 送金の目的・依頼人との関係など、お取引内容についてのご説明や、お取引内容を確認できる資料(※)のご提示をお願いいたします。

(※)契約書、輸出許可証、船積書類、受け取った資金の国内における使途（不動産購入・会社設立・学費など）についての確認資料など

(2) 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、ご入金のお手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

以上